

お知らせ 協会けんぽ4月納付分からの保険料率

鳥取支部の保険料率が下記の通り変更となります。併せて全国一律の介護保険料率も変更となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

健康保険料率

令和8年2月分（3月納付分）まで

9.93%



令和8年3月分（4月納付分）から

9.86%

介護保険料率

令和8年2月分（3月納付分）まで

1.59%



令和8年3月分（4月納付分）から

1.62%

子ども・子育て支援金率【新設】

令和8年4月分（5月納付分）から

0.23%

鳥取支部の健康保険料率は変更となります。
（全国平均保険料率は9.90%です）
介護保険料率（全国一律）も変更となります。
また、令和8年4月分（5月納付分）から子ども・子育て支援金制度が新設されます。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

☎ 協会けんぽ鳥取支部 企画総務グループ TEL：0857-25-0050（代表）

